平成２４年（フ）第３９９号
埼玉県川越市大字小室486番地６、前住所埼玉県川越市大字小ヶ谷668番地３
破産者　柳　　喜文
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４４８号
埼玉県川越市吉田新町３丁目８番地11　ハイツカワツル第５―201号室
破産者　中ノ瀬ふみ江
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２９号
埼玉県所沢市北所沢町2244番地の２　ミキコーポ106、前住所埼玉県所沢市北所沢町2011番地の２　ダイアパレス新所沢206
破産者　北條　千尋
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５６９号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目７番２号
破産者　小池　美鈴
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５９２号
愛知県豊川市豊川町奴通５－１　レオパレスディアコートＡ103、住民票上の住所埼玉県飯能市大字中藤中郷471番地12
破産者　杉山　次郎
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２４号
鹿児島県鹿児島市西陵１丁目42番３号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市西陵７丁目27番16号
破産者　神　　清高
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
札幌市中央区南19条西16丁目８番７号　グリーンハウスＡ号
破産者　成田　　智
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００５号
札幌市白石区北郷１条１丁目７番11号　エスポワール北郷201号
破産者　宮地　繁治
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４６号
札幌市東区北42条東13丁目１番31―1104号
破産者　富田　　桂
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４８号
札幌市中央区北５条西25丁目１番27―604号
破産者　近田　　亮
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８８８号
札幌市中央区南19条西15丁目２番12―501号
破産者　高橋　　章
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８５号
札幌市清田区北野７条３丁目８番26号
破産者　橋本　洋一
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
岩手県奥州市水沢区字立町42番地
破産者　鈴木　安正
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第４１号
仙台市宮城野区蒲生１丁目２番地の８　さくらフォレスト201、従前の住所宮城県登米市米山町中津山字清水32番地２　米山清水第一住宅２―22号
破産者　尾崎　裕司（旧姓清水・星野）
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６３７号
仙台市太白区柳生字北59番地の２
破産者　佐藤　武夫
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
山形県村山市楯岡新町３丁目９番27号、前住所山形県天童市大字荒谷1973番地の97
破産者　髙橋　　晃
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２号
福島県いわき市錦町花ノ井78番地の109、前住所福島県いわき市小名浜大原字堀米21番地の７
破産者　石井とく子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３９３号
川崎市中原区井田杉山町７番37―304号　ファミネス元住吉、住民票上の住所川崎市宮前区野川267番地１　ソレアードⅡ　203
破産者　菊地　奈々
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
川崎市高津区久末100番地　フォレスト久末Ｄ―１
破産者　齋藤　良男
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係